臨時市長記者会見

本日の案件

1 本市の児童の死亡事案の経過と今後の対応について

令和8年11月13日

１　今回の事案について

○　令和８年10月22日、本児童が通所する認定こども園より市に相談あり。
○　相談は、本児童が長期で欠席しており心配との内容。
○　市としては、虐待通告と受け止め、福島県浜児童相談所に適宜報告、相談しながら対応。
○　国（厚生労働省、こども家庭庁）の子ども虐待対応の手引き等に準拠し作成した市の対応マニュアルに沿って対応。

２　市の対応経過

日　付	対　応　内　容
10月22日（木）	・相談を受ける。 ・母に架電するも、留守電につながるのみ。
10月23日（金）	・家庭訪問したが不在（２回訪問）。 ・認定こども園を訪問し状況確認。 ・浜児童相談所に報告。 ⇒園訪問時の聴取内容・市の夜間訪問予定 ・夜間訪問（３回目）したところ、母とパートナーが面談に応じた。 本児童との面会を求めたところ就寝中のため困難との回答。
10月26日（月）	・検討会議を実施し、対応方針を決定。 ⇒面会に難色を示したため、立入調査権のある浜児童相談所に報告し、児童相談所に同行訪問（自宅）を依頼することとした。 ・浜児童相談所に対応等を相談。 ⇒浜児童相談所から、母に会えたこと、市でも児童相談所でも対応は同じであること、工夫して市が本児童に面会するよう助言あり。

日　付	対　応　内　容
10月27日（火）	・浜児童相談所に再度相談。 ⇒同行訪問（自宅）について ・母及び本児童が市に来所したことから本児童を目視確認 ⇒顔・耳に傷あり、身体には傷なし。 母から、本人の不注意により受傷したとの説明があったため注意を促す。
10月29日（木）	・浜児童相談所と情報共有。 ⇒進行管理会議後、本児童の目視確認をした状況等を報告。
11月４日（水）	・母及び本児童と面談した際、本児童の左目にあざを確認 ⇒母から、本人の不注意により受傷したとの説明があったため注意を促す。
11月９日（月）	・前日受信したLINE(※)を確認後、母に架電し、本児童がパートナーより暴行を受け手術を受けたこと等を聴取した。 その後、母より本児童が死亡した旨の連絡を受ける。

※　地区保健福祉センターが保有するタブレット端末を用いて、ハイリスク妊産婦や精神疾患を有する方など、継続的に福祉的な支援が必要な方で、電話や来所等が困難な要支援者の個別相談に応じるためにLINEを活用している。
　相談は、平日の勤務時間に限って対応できる旨を対象者に説明し、理解してもらった上で、運用している。（土日等に対応が出るような重要案件については、警察や医療機関との連携を想定。）
　なお、児童虐待に関しては、土日夜間を含め、生命の危機にある場合には警察（110番）へ、それ以外の場合には、児童虐待対応ダイヤル（189）を広く周知している。

3　今後の対応について

児童虐待への対応にあたっては、**市と浜児童相談所との連携を強化**する必要がある。

市と浜児童相談所の連携強化に向けて、今般の事案の原因分析や課題抽出と併せ、先行している柏市などの事例も調査研究しながら、県との協議を進めていきたい。

＜今回の事案の検証＞

今回の事案について、浜児童相談所など関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検証し、今後の対策を検討する。

⑴　職員派遣（常駐）について

市の職員を浜児童相談所に派遣し、虐待事案に対する情報共有を強化しながら、実務を共に担い、迅速に対応していく。

派遣終了後は、虐待対応に係る専門的スキル等を活かし、事案への対応の実務を担う。

⑵　「（仮称）児童虐待リスク共有会議」について

設置目的：浜児童相談所との日常からのコミュニケーションの一層の充実、児童虐待への通告に至る前の虐待防止に向けた情報共有、ハイリスク事案の情報共有など機動的な連携体制の構築、実効性のある支援の実施　など

構成機関：浜児童相談所、市　など

※必要に応じて関係機関を招集